

北海道告示第 10428 号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 23 日

北海道知事 鈴木直道

1 都市計画事業の種類及び名称

北見都市計画道路事業 3・4・26 号南岸通及び 3・4・18 号若松通

2 施行者の名称

北海道

3 事務所の所在地及び名称

網走市北 7 条西 3 丁目 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部

4 事業地

(1) 収用の部分

北海道北見市光葉町及び川東地内

(2) 使用の部分

なし